

令和5年7月14日

一部改正 令和5年7月24日

デジタルシティ松本推進機構 プロジェクト審査委員会設置要領

1 設置

デジタルシティ松本推進機構（以下「本機構」という。）が支援するプロジェクトを採択するにあたり、優れた提案者を適正に選考するため、デジタルシティ松本推進機構プロジェクト審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

審査委員会は、提案を受けたプロジェクトについて総合的に審査を行い、優秀な提案をした者を選考する。

3 組織

- (1) 審査委員会は、以下の委員をもって組織する。
機構長、有識者、デザイナー（2人）、特別会員（信州大学、長野県、まつもと Re-Design Hub）、松本市
- (2) 委員から正副委員長を定める。
- (3) 委員長は、委員会を代表として会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合は、これを代理する。

4 会議

- (1) 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員の出席が叶わない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。

5 審査

- (1) プレゼンテーション（提案内容、補足説明、質疑応答）により評価を行う。
- (2) 各委員の評価結果により、「デジタルシティ松本推進機構プロジェクト審査基準」に基づく審査を行う。

6 その他

- (1) 審査委員会の事務局は、本機構事務局において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。